

母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の拡大

厚生労働省職業能力開発局
能力開発課特別訓練対策室

平成17年度予定額 1,304,739千円

1 目的・概要

就労経験がない又就労経験に乏しい母子家庭の母や、自立支援プログラムに基づき福祉事務所を通じ受講を希望する生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、民間教育訓練機関等を活用して、個々の態様に応じた又は地域ニーズに合った機動的な「プレ訓練付き職業訓練」を実施。

・「プレ訓練付き職業訓練」の実施

① 公共職業訓練受講の準備段階として、プレ訓練を（4～5日程度）実施し、
プレ訓練修了者については原則として公共職業訓練（3～6月程度）の受講に
移行。

なお、プレ訓練受講の前後におけるキャリア・コンサルティングを通じ、最
適な訓練コースを選択。

プレ訓練付き職業訓練実施等経費（3,000人） 778,725千円

② 公共職業訓練受講に移行する者のうち、必要な者に対しては別途公共職業安
定所長による受講指示を行い、訓練手当を支給。

訓練手当経費（約2,000人） 526,014千円

2 実施主体（委託元）

都道府県

3 対象者

- ① 就労経験がない又は就労経験に乏しい母子家庭の母であって、公共職業安定
所に求職申込を行っている者。
- ② 自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養
手当受給者及び生活保護受給者であって、公共職業安定所に求職申込を行って
いる者。

4 訓練職種・内容

対象者の態様及び地域のニーズを勘案し、委託訓練を受講して職業的自立の促
進が図られると認められるもの。

職業訓練の内容については、個々の対象者の状況及び企業が求める技能レベル
等に応じた内容を実施するために、適切な委託先機関、訓練形態及び訓練期間等
で実施するものとする。

5 委託料

委託先機関に支払う委託料は、受講生1人につき原則次の金額を上限として、
委託契約書に定めた額とする。

プレ訓練 10,000円／回（5日）

公共職業訓練 50,000円／月

（公共職業訓練委託料については、上記委託料に加え、就職率に応じた就職支援経費
(上限20,000円) の支給を行うものとする。）

母子家庭の母等の職業訓練機会の拡大

